

(案)

収 穫 調 査 委 託 契 約 書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収獲調査委託2号物件 (御所地区外) (盛岡森林管理署)	154.88	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和 年 月 日

至 令和 9 年 2 月 5 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項 別紙のとおり

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 盛岡森林管理署長 山口 孝(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、本契約書及び令和 年 月 日付けで交付した収獲調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 (甲) (住所) 岩手県盛岡市北山二丁目2番40号
(氏名) 分任支出負担行為担当官
盛岡森林管理署長 山口 孝

受託者 (乙) (住所)
(氏名)

調査内訳書

2号物件 (御所地区外)

番号	森林管理署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	御所	国有林	607ほ3	1.49	107	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
2	御所	国有林	608に2	2.83	181	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
3	御所	国有林	634ろ	4.22	319	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	634に1襲用
4	御所	国有林	634に1	2.26	152	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
5	御所	国有林	634に2	2.66	196	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
6	御所	国有林	634に3	2.93	238	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	634に1襲用
7	御所	国有林	635い1	2.25	165	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
8	御所	国有林	635い2	0.48	40	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
9	御所	国有林	635ろ2	11.16	895	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
10	御所	国有林	635は1	2.18	92	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
11	御明神	国有林	721は1	9.82	869	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
12	御明神	国有林	721は2	3.80	271	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	721は3襲用
13	御明神	国有林	721は3	3.70	282	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
14	御明神	国有林	721ち	1.87	113	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
15	御明神	国有林	721り	8.91	926	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
16	御明神	国有林	721る2	1.32	42	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	721わ2襲用
17	御明神	国有林	721わ2	4.04	248	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
18	御明神	国有林	724に1	10.12	381	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
19	御明神	国有林	724に2	3.23	227	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
20	御明神	国有林	724と5	1.18	88	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
21	御明神	国有林	725に2	9.53	777	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	725に3襲用
22	御明神	国有林	725に3	10.97	1,057	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
23	御明神	国有林	725に4	4.25	325	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	725に3襲用
24	御明神	国有林	725ほ	11.81	807	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	725り4襲用
25	御明神	国有林	725り1	3.99	329	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	725り5襲用
26	御明神	国有林	725り2	2.84	193	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	725り4襲用
27	御明神	国有林	725り3	4.57	374	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	725り5襲用
28	御明神	国有林	725り4	15.38	1,238	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
29	御明神	国有林	725り5	6.76	469	列間(簡標)	33	標準地(簡標)	
30	南畑鶯宿	国有林	684い4	4.33	1,048	皆伐	100	標準地(簡標)	
	合計			154.88	12,448				

特約事項（収穫調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収穫調査委託契約約款第11条により対応する。